三　確認特定警備従事者は、前号イに規定する場合であっても、次に掲げる場合には、小銃等を携帯してはならない。

イ　特定日本船舶が通過海域を航行している場合

ロ　特定日本船舶が我が国の海上自衛隊による直接の護衛を受けている場合

四　確認特定警備従事者は、次条第一項並びに第八条第一号ハ及び第二号の規定により小銃を発射する場合を除き、当該小銃に実包を装填しておいてはならない。

2　船長は、前項第一号及び第二号ハの規定により小銃等を保管設備に出し入れした場合には、次の各号に掲げる事項を記録簿に記載するものとする。

一　日時、場所及び目的

二　小銃の名称及び製造番号

三　実包の種類及び数量

四　小銃等を携帯する確認特定警備従事者の氏名

（小銃の試験的な発射等）

第七条　確認特定警備従事者は、特定日本船舶における小銃の発射を安全かつ適確に行うため、一人当たり二十発以下に限り、海面に向けて小銃を試験的に発射することができるものとする。この場合において、確認特定警備従事者は、周囲の船舶の有無、跳弾等に留意し、万全の安全対策を講じるものとする。

2　船長及び確認特定警備従事者は、前項の発射を終了した場合には、確認特定警備従事者が携帯している小銃等の数量を確認し、前条第一項第一号の規定により、小銃等を保管するものとする。

3　指揮者は、第一項の発射を終了した場合には、速やかに、次の各号に掲げる事項について、船長に報告するものとする。

一　日時、場所及び概要

二　小銃の名称及び製造番号

三　実包を消費した場合にはその種類及び数量

四　小銃を使用した確認特定警備従事者の氏名

4　船長は、第一項の発射を終了した場合には、前項各号に掲げる事項を記録簿に記載するものとする。

（海賊行為に対する小銃の使用等）

第八条　確認特定警備従事者は、海賊行為に対する小銃の使用等に関し、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

一　小銃の段階的使用等

確認特定警備従事者は、海賊行為に対する小銃の使用に当たっては、次に掲げる警告の順序に従って段階的に行うものとする。この場合において、あらかじめ周囲の確認その他の必要な措置を講ずることにより、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないよう注意しなければならない。

イ　小銃以外の手段による警告

確認特定警備従事者は、海賊多発海域において海賊行為（海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）をする目的で、船舶を航行させて、航行中の特定日本船舶に著しく接近し、若しくはつきまとい、又はその進行を妨げる行為（以下この号において「海賊目的行為」という。）をする者（以下この条及び第十条において「海賊目的行為者」という。）に対して、無線通信、発光信号、音響信号等のできる限りあらゆる手段によって、確認特定警備従事者が特定日本船舶に乗船しており、かつ、小銃を使用することができる旨の警告その他の海賊目的行為者が乗船する船舶（以下この条において「海賊船舶」という。）を制止するための警告を行うものとする。

ロ　小銃の顕示及び構えによる警告

確認特定警備従事者は、海賊目的行為者がイの規定による警告に従わず、海賊目的行為を継続しようとする場合において、海賊船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときは、その事態に応じ警告を行うため合理的に必要と判断される限度において、海賊船舶に向けて小銃を所持していることを顕示し、又は小銃を構えることができる。

ハ　上空又は海面に向けた小銃の発射による警告

確認特定警備従事者は、海賊目的行為者がロの規定による警告に従わず、海賊目的行為を継続しようとする場合において、海賊船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときは、その事態に応じ警告を行うため合理的に必要と判断される限度において、海賊船舶の上空又は海面に向けて小銃を発射することができる。

二　自己又は他人に対する防護のための小銃の使用

確認特定警備従事者は、前号に規定するもののほか、自己又は自己と共に乗船し、若しくは乗り組んでいる者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当な理由のあるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、海賊船舶の船体に向けた小銃の発射その他の小銃の使用をすることができる。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

三　小銃の使用状況についての撮影

確認特定警備従事者は、小銃を適正に使用したことを証明するため、海賊船舶及び海賊目的行為者の態様（武器使用状況を含む。）並びに確認特定警備従事者の小銃の使用状況について、ビデオカメラを用いて撮影を行うものとする。

（緊急時の通報）

第九条　海賊行為により航行に危険が生じた場合その他の緊急の場合において、船長は、海上保安機関その他の関係機関に救助を求めるものとする。

2　船長は、前項の規定により救助を求めた場合には、その旨を、自ら又は認定船舶所有者を通じて、国土交通大臣に通報するものとする。

（小銃の使用後の措置）

第十条　小銃を使用した後、指揮者が海賊目的行為者からの被害を受けるおそれがなくなったと判断した場合には、船長及び確認特定警備従事者は、確認特定警備従事者が携帯している小銃等の数量を確認し、船長は、第六条第一項第一号の規定により、小銃等を保管するものとする。

2　指揮者は、前項の場合には、速やかに、第七条第三項各号に掲げる事項について、船長に報告するものとする。

3　船長は、第一項の場合には、第七条第三項各号に掲げる事項を記録簿に記載するものとする。

4　船長は、第二項の規定による報告を受けた場合には、速やかに、当該報告を受けた事項について、自ら又は認定船舶所有者を通じて国土交通大臣に報告するものとする。

（小銃等の取卸し等）

第十一条　確認特定警備従事者の小銃等の取卸しを適正に実施するため、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

一　船長による確認特定警備従事者の小銃等の取卸し前の確認

船長は、確認特定警備従事者が特定日本船舶から小銃等の取卸しを実施する場合には、小銃については、積み込んだ数量、実包については、積み込んだ数量から消費した数量を差し引いた数量があることを確認するものとする。

二　確認特定警備従事者の小銃等の取卸し

小銃等の取卸しは、海賊多発海域において、確認特定警備従事者が実施するものとする。

三　船長による確認特定警備従事者の小銃等の取卸し後の確認

船長は、第一号の規定により確認した数量の小銃等が全て取り卸されたことについて、確認するものとする。

2　船長は、前項の規定により小銃等の取卸しが行われた場合には、第五条第二項各号に掲げる事項を記録簿に記載するものとする。